

議案第 6 号

逗子市個人情報保護条例の一部改正について

逗子市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 1 月 31 日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市個人情報保護条例の一部を改正する条例

逗子市個人情報保護条例(平成 3 年逗子市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号ア中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)第 2 条第 3 項」を「個人情報の保護に関する法律第 2 条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)が廃止され、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に統合されることに伴い、改正する必要があるため提案する。